

地区計画の届出について

地区内で建築行為等（増・改築等を含む）を行う場合には、地区計画に定められたルールに基づいて計画していただくことが必要です。

また、建築行為等に着手する日の30日前までに、大田区への届出を行ってください。

届出後に設計又は施工方法を変更しようとするときは、変更届出書（添付図書を含む）を提出してください。この場合も変更部分に係る行為を行う30日前までに変更届が必要です。

1 届出を必要とする行為

(1) 土地の区画形質の変更

- ①道路の新設、拡幅、廃止又は変更
- ②一団の土地を分割して二つ以上の宅地として利用するもの
- ③宅地以外の土地を宅地として利用するもの
- ④土地の切土、盛土

(2) 建築物の建築又は工作物の建設

建築物の新築、増築、改築、移転及び門、塀、よう壁、広告塔等を建設する場合

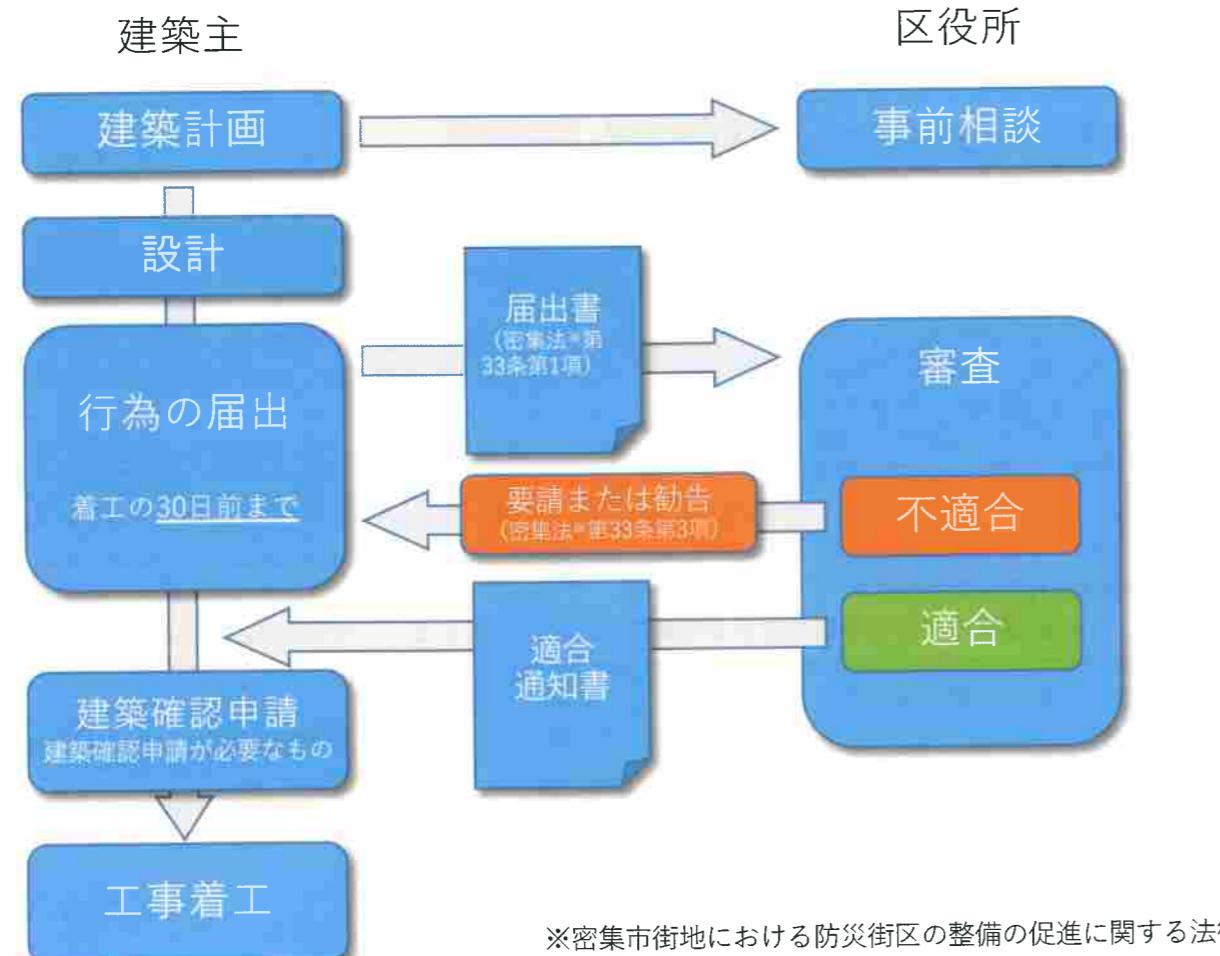
(3) 建築物等の用途の変更

住宅を店舗にしたり、車庫を倉庫にするなど、建築物の全部又は一部の使い方を変える場合など

(4) 建築物等の形態又は意匠の変更

建築物、門、塀その他の工作物の高さ、その他の寸法、形状、色彩を変える場合など

2 地区計画の届出の手続き



届出書の作成

届出書に必要な事項を記入し、図面等を添えて二部提出してください。

なお、図面等はA4判に折り込んでください。

内容を審査した後、防災街区整備地区計画に適合するものであることを示すものとして適合通知書をお渡しします。

届出に必要な書類

(1) 防災街区整備地区計画の区域内における行為の届出書

} 届出様式等は、大田区ホームページからダウンロードできます。

(2) 届出チェックリスト

(3) 図面等関係図書（下表参照）

行為の種別	図面	縮尺	備考
① 土地の区画形質の変更	案内図	適宜	方位、道路及び目標となる地物等を表示。
	区域図	1/1000以上	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示。
	設計図	1/100以上	切土、盛土の範囲等を表示。
② 建築物等の新築、改築、増築若しくは移転又は用途の変更	案内図	適宜	方位、道路及び目標となる地物等を表示。
	配置図	1/100以上	敷地求積図及び各階求積図。敷地内における建築物等の位置及び門、かき等の位置、構造等を表示。
	断面図	1/50以上	二面以上。
	立面図	1/50以上	二面以上。うち、一面以上に、屋根及び外壁の色名の表示と着色。
③ 建築物の形態又は意匠の変更	案内図	適宜	方位、道路及び目標となる地物等を表示。
	配置図	1/100以上	敷地求積図及び各階求積図。敷地内における建築物等の位置及び門、かき等の位置、構造等を表示。
	立面図	1/50以上	二面以上。うち、一面以上に、屋根及び外壁の色名の表示と着色。
	平面図	1/50以上	各階平面図。（建築物である場合に限る。）

(4) 行為の場所が確認できる資料（公図の写しなど）※建築場所を赤で囲む

(5) その他必要な書類（必要に応じて委任状など）

【注意事項】

- 1 行為に着手する日の30日前までに正・副各一部ずつ提出する。
- 2 届出後に設計又は施工方法を変更しようとするときは、変更届出書と変更する部分にかかる添付図書（変更前・変更後）を正・副各一部ずつ提出する。
- 3 委任状に所定の様式はありませんが、日付、委任者の住所・氏名・押印、代理者の住所・氏名、委任事項（例：防災街区整備地区計画の届出手続き等）、及び建築場所（地名地番）の分かるものであること。
- 4 届出者が直接申請する場合、委任状不要。それ以外は必要。※要押印